

## 平成 30 年 7 月豪雨による災害に被災(一部損壊)した入学予定者への特別措置申請書

### 【入学予定者及び保護者の方へ】

平成 30 年 7 月豪雨による災害を因として、居住する家屋の一部に損壊があったことを所属する学校長（本学が指定校制推薦入試の指定校と定める学校に限る）が認めた 2019 年度本学入学予定者を対象に、本学アンペロス寮入寮費（¥60,000）と 1 年次春学期の寮食費（¥80,000 4 月～7 月）を免除します。

申請を希望する入学予定者は、所属する高等学校が必要とする書類等に応じたうえで、下記に署名・捺印をいただき、入学手続期間締切日までに本学に提出してください。

### 【指定学校長及び担当教諭の方へ】

申請者が出願・合格した入試種別は問いません。貴校において申請者の居住する家屋が一部損壊したと判断できる資料(罹災証明書、被災時の写真、被災時の学校調査等)をご確認のうえ、下記に署名・捺印をお願いいたします。貴校の処理後、本紙は申請者に返却してください。

記

学校法人長崎学院  
長崎外国語大学  
学長 石川 昭仁 殿

私は、本校に在籍する下記申請者の居住する家屋が、平成 30 年 7 月豪雨による災害によって一部損壊したことを証明いたします。

20 年 月 日

学 校 名

学校長名

印

申請者氏名	(受験番号 )
保護者氏名	印
住 所	〒 —